

国土交通省規制改革の総点検の結果

平成18年3月

国土交通省

- ・ 昨年11月の大臣の指示により、国土交通行政にかかわる規制改革の総点検を実施した。
- ・ 「国土交通省規制改革総点検本部」を設置し、国が規制する必要性等に関する視点
国民経済的な視点、情勢変化に関する視点、手法の適切性に関する視点等に基づき、
総点検を進めた。

○総点検の結果

1. 新たに対応することとしたもの……………55件
2. 対応の可否も含めて検討することとしたもの…………… 41件

1. 国土交通省規制改革の総点検によって実現される規制改革事項の例

○通訳ガイド制度の改善に向けた通訳ガイド試験制度の見直し

訪日外国人旅行者数を2010年までに1000万人にする目標を達成するため、外国人旅行者が我が国についての理解を深めつつ安心して旅行できるよう、質の高い通訳ガイドを確保することが必要。



必要な質は確保しつつ、通訳ガイドの有資格者を増やすための規制改革を行う。

(→通訳ガイドとして必要な能力を有する者の通訳ガイド試験の受験を促すことにもなる)



・中国語等特定の言語や地方部における通訳ガイドの有資格者の人数不足が解消される。

・多様なニーズに対応した通訳ガイドサービスの提供が促される。
(例えば、個人客や短期間の旅行者のニーズにも的確に対応した通訳ガイドサービスが提供される環境が整う。)



(具体的な規制改革) [平成18年度に行われる試験から実施]

1. 外国語の筆記試験の評価方法を相対評価から絶対評価に変更

【17年度内に通達発出予定】

→外国語を含む筆記試験の各科目について、科目ごとにあらかじめ合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達したか否かをもって合否を判定する。

2. 前年度受験者に対する試験免除制度の拡充

【省令改正済(3月15日)】

筆記試験の一部科目について合格基準に達した者

→次回の試験を受ける際に当該科目の受験を免除

3. 他の試験の合格者に対し、筆記試験の一部科目の受験を免除

【①...省令改正済(3月15日)、②③...告示制定済(3月22日)】

- ①旅行業務取扱管理者試験合格者 → 「日本地理」の受験を免除
- ②実用英語技能検定一級合格者 → 「外国語(英語)」の受験を免除
- ③歴史能力検定の日本史一級・二級合格者 → 「日本歴史」の受験を免除

○道路占用制度による路上自転車駐車場の設置

駅周辺の放置自転車台数：約44万台（※）
平成17年に道路管理者については、道路附属物として路上自転車駐車場の整備可能とするよう制度改正済。一方、道路管理者以外の者については、路上自転車駐車場の整備することは不可（占用不可）。

※出典：駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果（平成16年）
【内閣府政策統括官付 交通安全対策担当】

多様な主体による路上自転車
駐車場（道路占用）の整備を
実現し、自転車の駐車対策を行う
ことにより、安全かつ円滑な道
路環境を確保。

（具体的な規制改革）〔平成18年度中に道路法施行令改正〕

一定の条件を満たす場所において、一定の占用主体による歩道上への自転車駐車場の占用を新たに認める。

→（具体的整備イメージ）

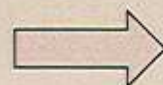
例えば、駅周辺の放置自転車問題の解消のため、幅員に余裕のある歩道上に、道路管理者以外の者が、路上自転車駐車場を設置するものであり、これにより歩きにくい歩行空間が改善される。



放置自転車による歩行空間の悪化（イメージ）

○東京湾・伊勢湾・大阪湾における水先業務運営の効率化

我が国の港湾の国際競争力の向上や船舶運航経費等に係るコスト低減への要請。



港湾サービスの一環でもある水先業務の運営を効率化し、船舶のコスト等の合理化を図る。

＜水先業務の様子＞

**(具体的な規制改革) [平成18年度中に水先法施行令改正
(平成19年4月実施予定)]**

東京湾・伊勢湾・大阪湾においては、ベイ(航行)水先区とハーバー(港内)水先区の複数水先区が設定されているため、複数水先区をまたがって航行する場合には、両水先区の水先人による乗り継ぎが必要。

水先区
を統合

複数水先区をまたがって航行する場合の水先人の乗り継ぎが不要になり、以下の効果が期待される。

- ①船舶の運航能率の増進
- ②乗り継ぎに要する水先艇の運用の減少を通じた業務の効率化
- ③船舶交通が輻輳する湾内の乗り継ぎ解消による安全性の向上



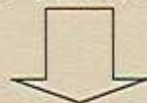
(1)水先人は、縄ばしごに乗り移り、船舶に乗り込む



(2)操舵室で、船長に安全な操船の助言・指導をする

○環境用水を目的とした水利使用許可の取扱い基準の新たな策定

水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水(環境用水)の通水により、地域の水環境を改善したいという住民、地域のニーズの強い高まり。



環境用水に係る水利使用許可の取扱い基準を新たに策定することにより、「まちの清流の再生」を始めとする地域の水環境の改善をサポート。

通水前



通水後



(具体的な規制改革)【平成18年3月20日通達発出】

通達発出による効果

- ・環境用水に係る取扱い基準を新たに策定し、明確化することで、住民、地域のニーズの強い高まりに積極的に応える。これにより、河川以外の水路等への導水が促進され、地域の実情に応じた「まちの清流」の再生につながる事が期待できる。
- ・河川管理者が行う環境用水に係る許可・審査業務の一層の円滑化及び事務処理の効率向上・迅速化を目指す。
- ・従前より行っていた河川事業による導水と併せ、「まちの清流」の再生を始めとする地域の水環境の改善を両面からサポートする体制を一層整備する。

2. 国土交通省規制改革の総点検によって「検討する」こととした規制改革事項の例

○PFI事業の土木施設等新たな分野への拡大の検討

PFI事業としては土木施設を対象とした事業はほとんど実施されていない。



民間の資金・能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理する観点から、PFI事業による土木施設整備についての検討の必要性あり。

（具体的な規制改革）〔平成18年度中に検討・結論〕

土木施設の特性を踏まえつつ、災害、環境、用地買収等の官民のリスク分担のあり方等PFI事業として実施する場合の課題について整理し、PFI事業としての適性等について検討

* PFI法や公物管理法等の規定において、土木施設のPFI事業の実施について規制が設けられているものではないが、実施する場合の課題を明らかにするための検討を行うもの

○不動産取引における重要事項説明の項目の整理・合理化の検討

不動産取引における重要事項説明の項目は、他法令の改正や社会情勢の変化等を受けて増加傾向にある。



消費者にとって説明項目が多く何が重要であるかわかりにくい等の指摘。

（具体的な規制改革）〔平成18年度中に検討・結論〕

最近の取引の実態等も踏まえつつ、消費者保護の観点から必要かつ十分な情報が的確に購入者等に提供されるようにするため、重要事項説明の項目の仕分け・整理及びその制度の合理化について検討を行う。

○観光立国推進のため、町家等を活用した宿泊に関する検討

町家や古民家を観光客に対し宿泊サービスに用いるビジネスが生まれつつあるが、このような宿泊サービスを促進するような旅行者による町家等の宿泊に係る斡旋・仲介はほとんど行われていない。

(具体的な規制改革) [平成18年度に検討・結論]

町家等を観光客の宿泊の用に供する施設として活用の実態を踏まえつつ、活用する場合の課題を整理し、必要に応じその円滑化のための方策について検討を行う。

○都市内河川における植樹帯の導入と基準類の整備の検討

都市を流れる河川は水辺の持つ多様な魅力により都市の貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たすものであり、植樹等により自然環境や憩いの場の形成へのニーズが高い。



川に沿って、都市内の水と緑のネットワークを構築することで、人々に安らぎのある木陰を提供するほか、優れた景観の創出やヒートアイランドの緩和、防災緩衝機能などの多様な効果を期待。

(具体的な規制改革) [平成18年度中に検討・結論]

植樹のためのスペース(環境植樹帯(仮称))を導入する場合に関して、必要な護岸等の治水機能の確保と併せて、植樹が可能となるための基準類の整備、見直しについて、その要否も含めて検討。

○除雪作業車両への臨時運行許可を可能とすることの検討

自動車の臨時運行の許可(正規のナンバープレートなしで走行可能)は、車検の申請のための回送などに限定



正規のナンバープレートのない建設作業用車両
等を除雪車として使用したい



臨時運行許可の対象として欲しいとの要望

(具体的な規制改革)[平成18年度に検討・結論]

豪雪時における除雪作業の円滑化を図るため、建設作業用車両等(ブルドーザー等)を除雪作業に使用する場合の臨時運行許可について、車両及び周辺交通の安全の確保や事故等の際の保障の体制の整備等のあり方も含めて具体的な手続きを検討

国土交通省規制改革の総点検において「対応困難」とした事例

要望事項	対応困難な理由
建設リサイクル法の対象となる工事の基準について、建築物以外の建設工事では請負金額で一律に判断されているが、工事の種類毎に判断するようにしてほしい。	資源の再利用、廃棄物の減量等のためには、できるだけ多くの建設工事においてリサイクルが実施されることが望ましい。一方、現状の対象建設工事の届出件数は膨大であり、また、土木工事などでは多工種にわたり、かつ多品目の建設資材を用いていることから、実態に応じて個別に判断することは行政事務効率の観点からは非現実的である。
英会話教室などの一定の団体が主催する外国語講座の修了者に対する通訳ガイド試験の当該外国語の筆記試験について免除してほしい。	英会話教室などの一定の団体が主催する外国語講座の修了のみによっては、通訳ガイドに求められる当該外国語の能力を有するか否かを判断できないため、免除することは困難。
国土交通大臣等が行う国土調査法第19条第5項指定*の権限を当該指定の対象となる測量・調査を行いうる市長へ委譲してほしい(*国土調査以外の測量及び調査を行った成果を国土調査の成果としての認証を請求した場合に、国土交通大臣等は、認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定)	国土調査法第19条第5項指定を受けた測量成果は地籍調査の成果とともに登記行政に利用されるものであり、その精度の統一が必要である。しかしながら、当該制度の対象となる測量成果については、測量等の手法が一定でなく地籍調査と同等の精度を有するかどうかの判断は一律には行えないことから、全国統一的な取扱いが確保されるよう、国が専門技術的な知見に基づき判断する必要がある。
モデルハウスを市街化調整区域に立地する場合の開発行為の許可を一律に緩和してほしい。	「開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等の業務を営む店舗等」は市街化調整区域の開発許可の基準となるが、要望にあるモデルハウスについては、開発区域の周辺の地域のみを商圈とする、あるいは住宅が日常生活のため必要な物品に該当するとは通常解しがたいことから、一律に許可要件を緩和して取り扱うことは困難である。
橋梁設置に際し、河川法上必要とされる許可を届出制に緩和してほしい。	橋梁の設置に関する許可について届出制に緩和した場合、径間長や桁下高について審査することができず、治水上の支障が生じるか否かの判断ができなくなる等の理由から、届出制への緩和は不適切である。
都市計画事業によって道路を新設・廃止する場合の路線の認定・廃止に係る議会の議決を廃止してほしい。	都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、その決定にあたっては、都市計画審議会の議を経ることを要求している。一方、道路法上の道路を新設するための前提行為である路線の認定については、これにより、当該道路管理者に道路の管理権限、管理責任(当該道路を適切に管理する費用負担を含む)が発生することとなるので、その認定にあたっては、慎重を期すため議会の議決を経ることとされている。以上のことから、都市計画審議会の議決と路線の認定における議会の議決はその目的・性質を異にするものであり、路線の認定にあたっての議会の議決を廃止することは困難。

分譲マンションにおける集会室について、容積率の算入対象から除外してほしい。	マンションの集会室は、集会室の用途に供される床として利用されるものであり、集会室を容積率に算入しないこととするのは適当でない。
青函トンネル内において、JRコンテナに積載して危険物品を輸送する際の規制を緩和してほしい。	危険性を有する物を積載して青函トンネルを通過する場合に適用される現行の規制(品目、数量等の制限)は、当該トンネルの防災設備の実態を踏まえ、「青函トンネル火災対策検討委員会」の中で検討した結果、設けられたものであり、防災設備の基本的機能が向上していない現状では、輸送の安全の確保の観点から現行の規制を緩和することは困難。
自動車運送事業の運行管理者が2年に1回受講しなければならないこととされている一般講習について、受講する間隔を拡げてほしい。	事業用自動車の事故は依然として高止まり状態にあり、輸送の安全確保の観点から運行管理制度を中心とした安全対策の強化・充実に努めているところである。運行管理者の質の維持の観点から現行の一般講習の受講間隔(2年に1回)を拡げることは困難。
船舶油濁損害賠償保障法においては、保障契約締結義務が100トン以上の一般船舶に対して課せられているが、特定の港においてそのトン数を緩和してほしい。	船舶による座礁事故は全国で発生しており、当該特定の港以外の場所において対象船舶による座礁事故が発生する可能性もあり、本規制の実効性を担保するためには全国の港で一律に規制を行う必要があるため、特定の港に限定して保障契約締結義務を緩和することは困難。
「京浜港」として同一の港湾に位置づけられている東京・横浜・川崎の各港について、それぞれ別々の港湾として位置づけ、東京・横浜・川崎相互の輸送については港湾運送事業ではなく内航海運業として位置付けてほしい。	港湾運送事業法上、一の港湾と位置付けられている京浜港を、東京・横浜・川崎港と別々の港湾と位置付けることについては、現在、1港としての手続きで済んでいた申請・届出等を各港ごとに行わなければならないこととなり、港湾運送事業者の負担を増加することから当該提案を実施することは困難。 なお、東京・横浜・川崎相互の輸送については、既に港湾運送事業として、いわゆる需給調整を行っており、一定の要件を具備すれば参入可能な許可制となっている。
1人乗り等小型ヘリコプターにおける実証実験データ蓄積のための、試験飛行等の許可及び場外離着陸の許可の免除をしてほしい。	搭乗者及び地上の第三者の生命・財産の安全確保の観点から、試験飛行の際の規制を緩和することは困難。
水島航路を巨大船(長さ200m以上の船舶)が通過する時、行き会う船の長さが70m以上の場合、航路外で待機を指示されることがあるが、この待機指示の対象船の長さ(70m)を緩和し、より長い船舶でも指示の対象外としてほしい。	水島航路は、狭隘な航行水域であり、複雑な海潮流が存在する上に、航行船舶、操業漁船が輻輳している。このような交通環境の海域において大型船同士が行き会う場合、航行水域が制限されていること、保針性等の運動性能が低下することなどから、衝突、乗り揚げ海難を防止するため行き会い対象船を制限したものであり、航路幅の拡幅等の航行環境の改善が認められない現状において緩和は困難。